

法7条の5による検査の特例物件（法6条の4の確認の特例物件） 【 検 査 時 必 要 書 類 】

- ・計画変更の申請中には、検査の申請はお受けできませんので、ご注意ください。
- ・物件により、下記表以外の書類を提出・提示していただく場合があります。
- ・※印は任意書式、それ以外の書式は指定書式があります。（指定書式は弊社HPでダウンロード出来ます）

＜ 検 査 申 請 時 提 出 書 類 ＞

提出書類名	備 考	チェック欄	
		中間	完了
検査申請書			
委任状	検査ごとにご提出ください。（建築確認時に一括委任の場合は写しで可）		
都市緑地法の認定書（写）	都市緑地法43条1項の認定を受けた場合は提出してください。		
構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真 *中間検査がある場合は中間検査時に提出。その場合完了検査時は不要。 *性能評価等による提出写真との兼用は可能ですが、基準法用として一部をご提出下さい。	A 4に写真を印刷したもの 【木造の場合】 計3枚以上 〈基礎〉 1枚以上 ① 基礎スラブの配筋写真 真 〈躯体〉 次のうち2枚以上 ① ホルダー/金物の写真 ② 筋交い/面材の写真 ③ 仕口部分の写真 【鉄骨造】 各1枚以上 〈基礎〉 ① 地中梁の配筋写真 ② アンカーボルトの設置状況写真 真 〈躯体〉 ① 建て方時の(全景)写真 ② ボルトの締付写真 【鉄筋コンクリート造】 各1枚以上 〈基礎〉 ① 基礎スラブの配筋写真 真 ② 地中梁の配筋写真(圧接/重ね継手) 真 〈躯体〉 ① 柱がある場合、柱頭四隅のフック付主筋 ② 壁式の場合、耐震壁上端のフック付主筋 ③ ①、②または、屋根スラブの配筋写真		
配置・高さに関する報告書	延べ面積500㎡超の建築物・天空率適用の建築物・高度地区内でクリアランス50mm未満の建築物・日影の検討で余裕が1分未満の建築物は提出してください		
各特定行政庁の定める書類	各特定行政庁ごとに規則で定めたもの（例：構造図面（横浜市の軸組木造 全軸組緊結完了時））		
工事監理者の建築士免許の写し	直前の確認又は中間検査申請以降に変更があった場合は提出してください		

＜ 建 築 確 認 後 提 出 書 類 ＞

提出書類名	備 考
建築主等変更届	変更がある場合は提出してください
工事監理者届	選任されていない場合又は、変更がある場合（着工前に提出してください）
工事施工者届	同上

※書類不備の場合は検査合格証の発行が出来ない場合がありますので、ご注意ください。